

令和7年4月9日 定例記者会見資料 健康こども部保育こども園課

## 1 事業の目的

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されました。

令和7年度に、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（補助事業）として制度化し、実施自治体の拡充を図った上で、令和8年度からは、同法に基づく新たな給付として全国の自治体で実施されることとなります。

当市では、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、令和7年度から事業を開始するものです。

## 2 事業の概要

【対象児童】 保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない  
0歳6カ月～満3歳未満のこども

【利用時間】 こども一人あたり月10時間を上限

【実施施設】 令和7年4月～（4施設）  
・多機能型子育て支援施設コレル（旧こばとこども園子育て支援センター）  
・認定こども園日高ななつ星  
・認定こども園日高さくらの木  
・スマイル保育園

【利用料】 こども一人あたり 300円/時間を標準とし、実施施設が徴収  
（昼食・おやつの提供等がある場合は、別途実費負担となります）

### 【補助単価】

|             | こども一人<br>1時間当たり単価 |
|-------------|-------------------|
| 0歳児         | 1,300円            |
| 1歳児         | 1,100円            |
| 2歳児         | 900円              |
| 障害児加算       | 400円              |
| 要支援家庭のこども加算 | 400円              |
| 医療的ケア児加算    | 2,400円            |

【利用方法】 「こども誰でも通園制度総合支援システム（こども家庭庁）」を活用（システムでは②～⑥が可能。）

- ①利用申請：利用者は、市ホームページ内の「専用フォーム」又は「本庁保育こども園課の窓口」から申請する。
- ②利用認定：市が利用者を認定し、システムの「利用者アカウント」を発行する。
- ③事前登録：利用者が、当該システムにログインし、こどもの情報（アレルギーなど）を登録する。
- ④初回面談：利用者が、事業所との初回面談を予約し、事業者は、利用者と面談を実施する。
- ⑤利用予約：利用者が予約をする。事業者・市による代理予約も可能。電話も可。
- ⑥利用：利用者が登園・降園の際、2次元コードを使って利用登録。事業者が行動記録等を登録。

令和7年4月9日 定例記者会見資料 健康こども部保育こども園課

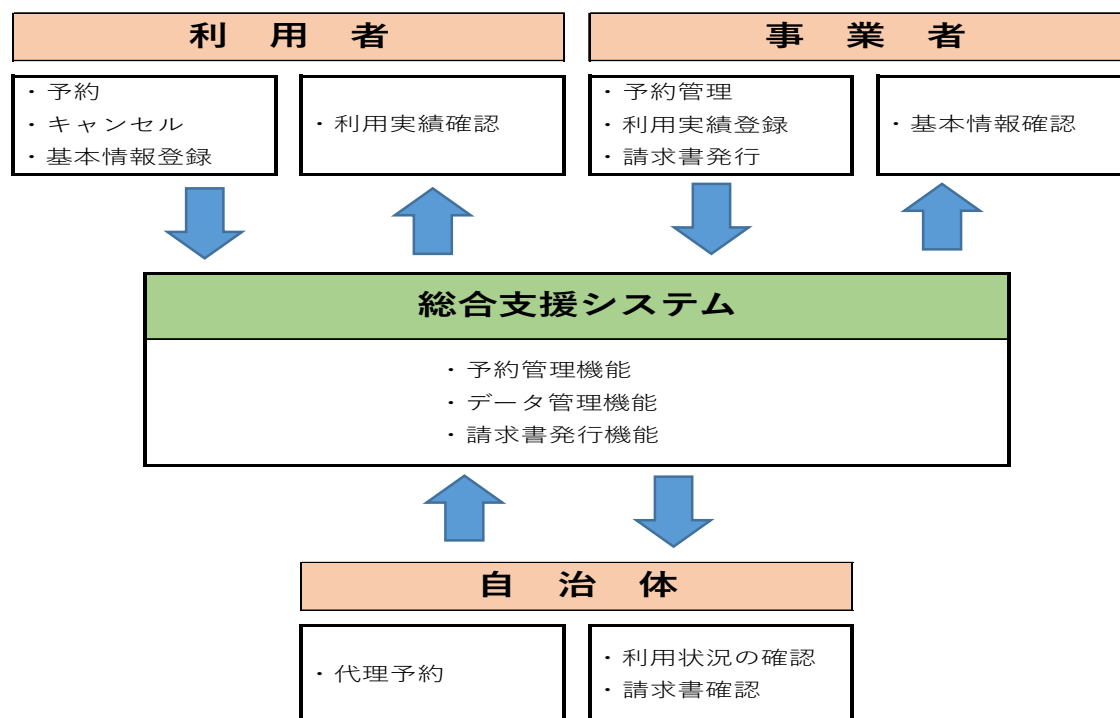
### 3 こども誰でも通園制度総合支援システムとは

こども誰でも通園制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る目的で構築されたシステムです。  
こども家庭庁が開発・提供し、自治体が制度の運営を担います。

#### 【システムが備えている機能】

- ①予約管理機能：利用者が簡単に予約できる機能
- ②データ管理機能：事業者がこどもの情報を把握したり、市が利用状況を確認できる機能
- ③請求書発行機能：事業者から市への請求を容易にする機能

#### 【利用者・事業者・自治体とシステムの関係性】



※市が参照できるデータは、市が認定した利用者及び事業者に係るもののみのみです。